

参議院予算委員会で森本晃司議員が質問

めっき業界に対するほう素やふっ素、窒素の暫定排水基準が6月末で期限が切れる問題について、公明党の森本晃司議員は3月17日の参議院予算委員会で「小規模企業が新たな規制値に対応するのは困難だ」と述べ、期限延長を強く求めたのに対し、加藤修一環境副大臣(公明党)は「暫定排水基準の適用期間の延長等を含めて合理的な結論を出そうと検討中」の旨を回答した。また白神台地におけるマタギの問題を提起した。



(質問する森本議員)

(参議院HP 参議院会議録情報 予算委員会 3月17日第12号) より

○森本晃司議員 私たち、今IT産業も先端産業でございますけれども、そのIT産業の携帯電話にしるパソコンにしる、あるいはデジカメにしる、結局メッキがなければこれはもうすぐその部品は駄目になってしまうわけでございます。

今日は、メッキ業界の皆さんが大変その中であって厳しい状況にある、最近で見ますと、1年間で大体70社ぐらいがメッキ業者が消えていっているという状況がここ数年続いているわけでございますが、この問題についてお尋ねしたいと思います。水質汚濁防止のためのメッキ業界に対して行われている硼素、弗素、窒素の暫定排出基準の適用期限が今年の6月までとなっているわけです。今までも一生懸命メッキ業界の皆さんがこの問題については、環境を守らなきゃならないということで取り組んでこられたことは事実であります。

しかし、なかなかそれに対する技術、処理をできる技術開発が十分にできていないというのも現状であります。小規模メッキ業者、新たな規制値に対応するのは非常に困難だと思われまして、このままいきますと、メッキ業界の存続そのものが危ぶまれる状況になって、また我が国の物の製造に深刻な打撃を与えるのではないかと思います。今年6月で硼素などの暫定排水基準の適用期限が切れた場合、廃業せざるを得ないとの現状があることについて、経済産業大臣はどのように見ておられますか。

○中川昭一大臣 今委員御指摘のように、メッキ産業というのは、機械から家電に至るまで非常に重要な部門を占めておる工程だと思っておりますし、日本の今まで先生が御質問されてきた産業、物作りという観点の一つの基幹部分だと思っております。重要な部分を占めていると思っております。

そういう中で、今御指摘のように、このまま水質汚濁防止法の暫定基準が6月に切れてしまうということになりますと、大変に産業という観点から大きな影響を受けるわけでございますし、他方、経済産業省としても排水処理装置の開発支援をやっておるところでもございますので、引き続きこの暫定措置、暫定期限が延長になるように環境省によく調整をして、お願いをしてまいりたいと思っております。

○森本晃司議員 環境省に伺いますが、こういった問題に厳しいと言われているイギリス

では、この硼素の基準はないようでございますけれども、今経済産業大臣から話がございましたけれども、電気メッキ業界の規制問題への現状をどのように認識されておられるのか伺います。

○加藤修一副大臣 森本委員にお答えいたします。我が国におきましては、平成13年の7月の1日に、硼素、弗素、アンモニア、アンモニウム化合物、それから亜硝酸化合物、硝酸化合物、この三つの物質について水質汚濁防止法に基づく排水基準が設定されております。このこれらの三物質について直ちに排水基準を達成することが技術的に困難である業種については、先ほど森本議員が指摘なさったように、経過措置として平成16年の6月30日までの間、暫定排水基準を設定しているところでございまして、電気メッキ業についてはこれらの該当する業種に判断されておりました、三物質とも暫定排出基準、これが設定されてございます。

環境省といたしましては、これまでに処理技術の進捗状況や排水の濃度レベルの実態把握に努めてきておりました、暫定期間の期限も近づいておりますことから、現在、排水濃度実態、それから適用可能ないわゆる処理技術等を考慮した上で暫定排水基準の見直し作業を進めているところでございます。

現実的に適正、適用可能な排水処理レベルを検討し、早急に対応方針を国民に示しながら、これはパブリックコメントをいただいた上で適切な規制の基準を設定していきたいと、このように考えているところでございます。

○森本晃司議員 検討していただけるということですが、更にもう一度確認したいんですが、暫定排水基準の延長に関してはどのように考えておられますか。延長していただけますか。

○加藤修一副大臣 先ほど述べました三物質についてでありますけれども、メッキ業など、特に小規模な事業場ですけれども、なかなか適用可能な処理技術がないということを十分承知してございます。このようなことから、適用可能な処理技術水準等を踏まえまして、暫定排水基準の適用期間の延長等を、その措置を含めまして、合理的な結論を出そうと、このように検討している最中でございます。

○森本晃司議員 是非、現状をよく踏まえていただいて、そして延長への、延長をしていただくよう、強くこのことについてはお願いを申し上げたいと思います。

もう一つ、メッキ業界の皆さんが抱えている問題、水質汚濁と同時に土壌の汚染でございます。これをやはり処理するには、スペースも大きなスペースが要る、お金も掛かるといってございますが、東京や大阪のように土地の面積が小さいところでやっておられるメッキ業界の皆さんにとってはこの問題は大変な問題、大きな問題になってきているわけですが、環境省はこの問題についてどのように考えておられますか。

○加藤修一副大臣 森本委員の御指摘のとおり、私ども非常に重要な問題だと心得ております。

それで、土壌汚染対策の円滑な推進のためには、やはり簡易で低コスト、それから低負荷型の土壌汚染調査対策技術、その実用化及びその普及が不可欠であると、このように認

識しているところでございます。そのため、環境省では、これらの土壌汚染調査対策技術について、実証実験あるいは実証試験でございますけれども、これを行うことによりまして開発促進及び普及を図っているところでございます。

今後も、この事業を活用いたしまして、大都市における狭い土地においても実施可能な低廉な技術について、実証試験を行うことなどを通しまして、これらの技術の開発促進及び普及に努めてまいりたいと、このように考えておりますし、さらに、このような技術の開発促進及びその普及による市街地における土壌汚染対策の推進、これは極めて都市の再開発等含めまして重要でございますので、こういうことを通しながら、環境産業の発展にもつながっていくところもでございます。あるいは経済の活性化にもつながると、このように考えておりますので、積極的な対応を行っていききたいと、このように考えてございます。

○森本晃司議員 最後に、経産、経済産業大臣に、あと、環境大臣は後、まだございますが、お伺い、メッキ業界のことにしましてはお伺いいたします。

このような状況の中、やはりメッキというのはもう物作りにとっては欠かすことのできない代表的な業種でございます。今も取り上げました問題、さらにまた土壌の問題も含めて、メッキ業界について経済産業大臣としてどのような取組、見解をお持ちなのか、お願いいたします。

○中川昭一大臣 メッキ業界というのは、先ほども申し上げましたように、家電あるいはまた機械、輸送機械を始めとして、つまり日本の、何というんですか、物作りの中核的な、伝統的にもそうですし、これからも一つの製品を作る上で日本が強く、そしてまた強くなければならない大事な部門だと思っております。

もちろん、水質とか土壌とかいった環境にも配慮するというのも重要だと思っておりますけれども、我々は、そういう前提に立って、このメッキ産業、メッキ業界のその重要性というものはますます大きくなってきているものだというふうに認識をしております。

○森本晃司議員 是非いろんな角度から、ただ規制するだけではなしに、どうすればメッキという大事な仕事が今後育成されていくかということも含めて、今後力を入れていただきたいと思うところでございます。産業大臣、ありがとうございます。

それじゃ、あと、環境大臣がお見えいただいておりますが、一言お伺いさせていただきます。白神山地が世界遺産になりました。それはすばらしいことでございます。そこに鳥獣保護法を掛けようと言われておられます、3月1日から掛かりました。鳥獣保護ということも極めて大事な問題でございますが、大臣、マタギという人たちがいらっしやることを御存じですか。

○小池百合子大臣 環境大臣になりまして、森本先生に廊下でお目に掛かったときに、マタギのことはよろしく頼むというふうに言われて、ネットで調べました。正に民俗学の柳田国男さんの世界であり、またこれまで自然を守ることをしっかり貢献してきた、自然保護行政と相通ずるところがあるのではないかと。また、マタギ道という、マタギ道というんでしょうか、非常に何というんでしょうか、独特の文化。ただ、残念なことに、それを承継なさる方がもう今は激減しているというようなことなど、学ばせていただいております。

ます。

○森本晃司議員 私は、青森県のマタギの吉川さんという方とお会いさせていただきました。マタギは、今大臣からおっしゃったように、もう明治のはるか昔から、あるいは日本ができたときから、そういった人たちが独特の自然の共生を考えながら猟をされていた人たちだと思うんです。白神山地のこの守られた、世界遺産になった歴史を振り返ってみると、林道ができるときに強く地元で反対をされた人たちがいる。それは吉川さんであり、そういったマタギの人たち、自然を守ろうとして一生懸命やってこられた。今度鳥獣保護法が掛かると、この鳥獣保護法の範囲の中から出ていって、ほかで猟をやってくださいと。これは、私は余りにもひどいやり方ではないかと思っておるんです。代々ずっと受け継いでこられた方。私は、今日は時間がありませんが、この問題についてはしつこくしぶとくいろいろと環境省ともやっていきたいと思っておるんですが、大臣、どうですか。

○小池百合子大臣 白神山地、すばらしいとお褒めいただいているわけですが、これまでもマタギの皆さんの御努力もそこにあったということはよく承知をいたしております。また、この白神山地の鳥獣保護区でございますが、今おっしゃいましたように、今年の3月1日から設定をされているということですが、世界自然遺産の区域とほぼ一致すると、合致するというので、国際的にも自然環境の保全が最も必要な地域ということで世界的にも認識がされているという地域になっているわけでございます。今回、これを設定をするに当たっては、今個人のお名前も出ましたけれども、これまでずっと長年時間を掛けまして地元の自治体、そしてマタギの方々、マタギの会員、マタギの方々が会に、猟友会とやって……

○森本晃司議員 そういうのは猟友会がやっているから、マタギの人には聞いていないんだよ。

○小池百合子大臣 いえいえ、ちゃんと聞いております。

○森本晃司議員 その場では聞いていない。

○小池百合子大臣 はい、聞いております。

○森本晃司議員 聞いていない。

○小池百合子大臣 いえ、聞いております。何でしたら、局長の方から聞いていただければと思いますけれども……

○森本晃司議員 後になって言っただけのこと。

○小池百合子大臣 その辺のところは、またしつこくお聞きになるということなので、別途改めてやらせていただければと思っておりますけれども、いずれにしても国指定鳥獣保護区の約8倍の地域もございまして、そこを、その地域で更にマタギの文化を広げていただきたいということでございまして、引き続き地元関係者の方々には御理解を賜るように努力をしまいたいと考えております。

○森本晃司議員 もう時間でございます。大臣、マタギの吉川さん、是非会いたいと言っていますから、一緒に参りますから、会って意見聞いてください。以上です。

○尾辻秀久理事 以上で森本晃司君の質疑は終了いたしました。(拍手)